**平成２９年（フ）第１８１号**
愛知県一宮市三条字芦山３番地　エル・アスカ305号
債務者　榊原　正人
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第３５号**
京都府福知山市字岩井770番地の４　コントレールⅡ　１－３号、前住所京都府福知山市字前田2331番地　府営小松ヶ丘団地２棟202号
債務者　宮原　幸江
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２９年（フ）第３２３４号**
大阪府門真市大倉町31番17号　北井ハイツ２棟208号
債務者　村林　奈美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３３４３号**
大阪市生野区勝山北２丁目４番６号
債務者　フジヤこと　大島　功一
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３３５４号**
大阪市平野区西脇２丁目11番12―103号
債務者　今西　道雄
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４６１号**
大阪市西成区玉出東２丁目３番３－307号
債務者　高山英子こと　鄭　　英子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４９２号**
大阪市天王寺区堀越町８番15号　フィレンツェ四天王寺701号、前住所大阪府八尾市植松町５丁目１番20号
債務者　立花　裕也
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第９９１号**
福岡市東区三苫１丁目11番13―201号
債務者　橋本　和幸
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第９９２号**
福岡市東区三苫１丁目11番13―201号
債務者　橋本　寿美
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第７２号**
長崎県諫早市松里町712番地１
債務者　木下　祐子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２９年（フ）第１５号**
岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢２番地７
債務者　舘下すが子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２９年（フ）第３３号**
兵庫県多可郡多可町中区奥中883番地
債務者　眞鍋伊津美
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２９年（フ）第１１８５号**
福岡市中央区地行１丁目２番３―306号
債務者　秋田こず恵
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１２１号**
茨城県つくば市高見原２丁目４番地125
債務者　安島　泰利
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第７１９号**
京都市伏見区深草フチ町46番地３　サンモール松本　301
債務者　千馬　梨絵
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２６８号**
兵庫県姫路市京口町70番地　らくらく京口
債務者　永濱　信子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第２６９号**
兵庫県姫路市夢前町前之庄６番地90
債務者　永濱　勝美
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第２９２号**
兵庫県姫路市飾磨区東堀140番地１
債務者　立花　政章
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部